



2026年 5月28日  
第209号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一  
編集 情宣 担当  
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申  
第22号

## 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた 新たな組織と働き方について」に関する基本申し入れ

### 4期日目(2026/5/13)団体交渉を行う！①

JR東労組横浜地本は、申22号団体交渉について、3月10日まで計3回の団体交渉を行いました。議論を進める中で、本部～本社間の交渉内容に差し戻す判断をした項目や、継続議論としていた項目があることから、5月13日に4期日目の交渉を行いました。

#### (差し戻しとしていた項目の議論)

1. 一事業場の考え方として事業場区分が示されたが、系統の特情と職場実態を踏まえた審議や巡視が困難となることから、安全衛生委員会の設置および衛生管理者の配置については、各作業場所単位とすること。また、安全衛生委員会の審議に要する時間については制約しないこと。

(初期回答) 安全衛生委員会については、関係法令等に基づき、各事業場単位で適切に行っていく考えである。

(3月回答) 現行の安全衛生委員会を踏襲していく。衛生管理者も含め、全社的に統一基準を定め、それをベースに委員数も本社で検討していく。決まりしだい必要な対応を行っていく。事業場区分で安全衛生委員会を設置していく考えである。

組 合	会 社
3期日目の議論では「決まりしだい必要な対応を行っていく」と回答されたが、進展はあったのか。	本社が統一した通達を出し「安全衛生委員会の手引き」を策定した。💡 <b>安全衛生のレベルは下げない。</b>
事業本部の安全衛生委員会の構成規模については、どのようになるのか。	委員人数の規模感として、現在の川崎統セの区分は10名、横浜統セは12名、町田統セ8名、桜木町統セは8名、湘南相模統セは10名、小田原伊豆統セは6名となる。
現在の支社ビルと同一の区分になる設備ユニットの各系統についての考え方はどうか。	業務内容が7種類あり、 <b>各業務から1名ずつ会社側委員を指名する。</b> 安全衛生委員の規模は18名となる。
「手引き」に、委員長の判断で特段の事情がある場合に委員を増やせるとある。指名はどうするのか。	委員を追加する場合も、 <b>会社側と労働者側で半数ずつとなる。</b>
「手引き」に時間の目安が「1時間程度～2時間程度」と記載された。時間ありきで審議を打ち切ったり、発言を妨げたりすることはないか。	時間は目安として定めたものである。テーマを設定し、時間内で細やかに審議を行う。委員長の采配をもとに、 💡 <b>時間ありきではなく、調査・審議は尽くしていく。</b>
安全衛生委員会の労働者側委員の選出にあたっては、 <u>会社は関与しないこと。</u>	過半数労働組合または過半数代表者の <b>推薦をもとに、委員長が指名する。</b>
事業場区分の名称について示すこと。また、社員自らが所属する区分を認識できるようにすること。	事業場区分の名称は区分〇〇(数字)で示し、地名などは入れない考え。自らの区分がわかるようにしていく。
現行と事業場区分が変わらない箇所について、 <u>事業本部発足後に過半数代表者選出を行うのか。</u>	💡 <b>事業場区分が変わらない箇所についても、過半数代表者の選出を行う。</b>
過半数代表者(あるいは過半数労働組合)が締結する36協定について、 <u>現行よりも限度時間の延長、特別条項時間の延長を行わないこと。</u>	36協定の限度時間については、現時点では全社統一のものとしており、特別延長の時間についても同様である。
過半数代表者が、在任中に異動や他の事業場区分に業務内容変更となることは行うべきでない。	行わないとはいえないが、 <u>一定の配慮は必要と考えている。</u> 💡 <b>過半数代表者の役割を遂行できる環境をつくる。</b>
衛生管理者の指定について、事業本部発足後の考え方を示すこと。業務内容やエリアの広さに応じて、衛生管理者による巡視が行える体制を取ること。	法令に基づき、有資格者から指定し労基署に届け出を行う。💡 <b>衛生管理者が法令に基づく人数で不足する場合、有資格者から指定して巡視を行えるようにする。</b>

横浜地本が求め続けた「各作業場所での安全衛生委員会の設置」は実現できず対立となりました。

しかし「安全衛生のレベルを下げない」、「事業場区分が変わらない箇所も過半数代表者選出を行う」、「審議は時間ありきとはしない」、「巡視が行える衛生管理者の体制」など、💡 **重要なポイント** 💡 も確認しました。